

大山崎町教育委員会議事録

—令和4年 教育委員会5月定例会—

大山崎町教育委員会

令和4年 教育委員会5月定例会 議事録

1. 日 時 令和4年5月24日(火)
開会 午前10時00分 閉会 午前10時34分
2. 場 所 大山崎町役場 3階 防災会議室
3. 議 事
 - 日程第1 前回会議録の承認について
 - 日程第2 諸報告について
 - 日程第3 (第36号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について(大山崎中学校長)
 - 日程第4 (第37号議案) 大山崎町社会教育委員の委嘱について(第二大山崎小学校長)
 - 日程第5 その他
4. 出席委員

| | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 馬 場 信 行 |
| 教育長職務代理者 | 吉 川 栄 一 |
| 委 員 | 南 顕 融 |
| 委 員 | 榎 本 和 彦 |
| 委 員 | 宮 本 佳 子 |
5. 欠席委員
なし
6. 事務局
教育次長、学校教育課長、生涯学習課長、生涯学習課担当課長兼中央公民館長、生涯学習課参事兼歴史資料館長、生涯学習課総括主幹兼文化芸術係リーダー
7. 傍聴者
なし

会 議 内 容

教育長

新しい年度が始まり2か月が過ぎましたが、大山崎小学校では修学旅行が実施されました。今週末には、第二大山崎小学校で実施が予定されております。

残念ながら、新型コロナ感染の影響で、大山崎小学校で1人、第二大山崎小学校でも1人が修学旅行に参加できないという状況が出てきております。

新型コロナ感染状況については、安心できない状況にあると感じており、大山崎町では令和2年から今年の5月20日までの間に1,294人の陽性感染者がでております。

その中で、10歳未満と10代の感染者は、実に463人と全体の35.8%、3分の1を占めております。

まだまだ安心できない状況ではございますが、委員の皆さんには学校での状況をお知らせさせていただいており、久しぶりに昨日、感染者がございませんでしたので、この状況が続くことを願っております。

それでは、ただいまから、令和4年大山崎町教育委員会5月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告させていただきます。

【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】

次に、各所管課分の報告をお願いいたします。

事務局

【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】

事務局

【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

教育長

ありがとうございました。

ただ今の報告で、質疑等がございましたらご発言ください。

質疑もないようですので、これをもって諸報告を終わります。

日程第3（第36号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱について（大山崎中学校長）及び日程第4（第37号議案）大山崎町社会教育委員の委嘱について（第二大山崎小学校長）は、関連議案ですので、一括議題といたします。

本2議案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

第36号議案及び第37号議案は、社会教育委員の委嘱に係る議案でございます。

2名の委員について、一括して説明させていただき、ご審議をお願いいたしますと存じます。各議案の説明に入る前に、改めて社会教育委員の委嘱の概要について簡単にご説明申し上げます。

各議案にも記載いたしておりますとおり、社会教育法第15条第2項に、「社会教育委員は教育委員会が委嘱する。」と規定されております。

また本町の社会教育委員設置条例の第2条第2項には、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」、また、第3条には、「委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と規定されております。

これらの規定に基づき、今回、令和3年度、4年度の2年を任期とする、前任の社会教育委員2名が異動されたことに伴い、その残任期間となる令和4年度末までを任期とする新たな後任2名を委嘱するものであります。

それでは、議案をご覧ください。

第36号議案は、令和4年4月から町立大山崎中学校長に就任されました密谷由紀氏、第37号議案は、同じく4月から町立第二大山崎小学校長に就任されました大西協子氏について、両名とも人格識見高く、社会教育にも精通し、適任であると認められるため、前任者の残任期間となる令和4年度末まで社会教育委員として委嘱させていただきたく、委員会の議決

をお願いするものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第36号議案及び第37号議案に対する質疑を行います。

委員

社会教育委員の役職就任は、3月頃に人事が決まるので、提案が遅いのではないのでしょうか。

例年は、4月だったのではないのでしょうか。

事務局

ご指摘のとおり、4月の定例教育委員会にご提案できたらよかったです。が、提案時期が遅くなってしまい申し訳ありません。

ただ、先程もご説明させていただきましたとおり、5月27日に第1回社会教育委員会議を開催いたしますので、本日の定例会で議決をいただきましたら、第1回社会教育委員会議で、委嘱書を交付させていただきましたと考えているところでございます。

委員

提案時期が後手に回らないように、決まっている案件については適切に提案していただいて議決を求めていただきたいと思いますと考えますので、よろしくお願い致します。

教育委員会の提案時期が、後手に回っている事例が多いように思いますので、適切な時期に、ご提案いただきますようお願い致します。

教育長

他にございませんでしょうか。

質疑を終結しまして、討論を行います。

討論を終結しまして、採決を行います。

まず、第36号議案 大山崎町社会教育委員の委嘱について（大山崎中学校長）は、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

したがいまして、第36号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第37号議案 大山崎町社会教育委員の委嘱について（第二大山崎小学校長）は、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

したがいまして、第37号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4 その他 を議題といたします。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いします。

事務局

私からは、大山崎町議会の議決を経るべき議案、大山崎小学校給食棟整備工事請負契約および大山崎中学校給食棟整備工事請負契約について、ご報告およびお願いであります。

本日お配りいたしました、お手元のその他報告資料をご覧ください。

委員の皆様もご承知のとおり、ここ数年来の懸案となっておりました小中学校の給食施設整備につきましては、令和3年度に委託いたしました基本実施設計業務が完了し、令和4年度から令和6年度にかけまして整備工事を行う運びとなっております。

これらのうち、令和4年5月26日に入札執行予定の大山崎小学校および大山崎中学校の給食棟整備工事の本契約の締結にあたりましては、予定価格が5000万円を超過しておりますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決に付すべき契約として、令和4年大山崎町議会第2回定例会（6月議会）に提案する必要があり、これに際し、町長に申し出ることについて、教育委員会でご議決いただく必要があります。

しかしながら、これらの工事に係る入札日程が本日の定例教育委員会後であるため、本日議案として提案することがかなわないところであり、本来ありましたら、臨時の教育委員会を開催いたしまして、ご審議賜るべき

ところではありますが、委員の皆様のご都合、また、事務局側の都合を踏まえますと、その日程確保が難しい状況であります。

つきましては入札執行後に、直ちに資料にあります議案書の未定箇所、すなわち、資料の2ページ目大山崎小学校給食棟整備工事におきましては、契約金額と契約の相手方、おめくりいただきまして4ページになりますが、大山崎中学校につきましても同じく契約金額と契約の相手方、これらを直ちに記載した書類を送付させていただきまして、臨時教育委員会議を書面会議とさせていただきます、ご議決を賜りたく存じ上げる次第であります。

町議会日程との関係から、何卒ご理解いただきます様、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、それぞれの工事の工期につきましては、大山崎小学校給食棟整備工事は、令和4年6月議会の議決日の翌日から令和5年6月30日まで。

大山崎中学校給食棟整備工事は、同じく令和4年6月議会の議決日の翌日から令和5年3月31日までを施行予定としているものであります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長

ただいまの報告等で各委員から質疑等はございますか。

委員

工期等は予定どおりだと思っておりますが、大山崎小学校は大山崎中学校より3か月どうしても長くなるのですか。

その要因としては、建設予定地の関係で3か月工期が長くなるのでしょうか。

事務局

ご認識の通りでして、大山崎小学校は、奥行きがあるところに建築するという点と、進入路になります。道路から校舎北側通路を入ったところと、実際建築する場所の高低差がありますので、進入通路の整備も含めまして一定時間を要するというものでございます。

委員

予定価格が5000万円を超過するというのは、両案件を合わせてという意味ですか。

事務局

契約案件ごとであります。今回の場合でいいますと、小学校が1件あたり5,000万円を超過、中学校も1件あたり5,000万円を超過しておりますので、それぞれの案件ごととなります。

委員

これは以前報告があった工事とは違うのですか。

1、2か月前に、議会の議決を得ないで工事をしたという指摘があったと思うのですが、それとは別の工事ですか。

事務局

前回は変更契約についての議案を出すのが遅れたというもので、第二大山崎小学校の外壁等改修工事のことです。工事を進める中で変更箇所が出てきたのですが、変更の手続きを取るタイミングを逸していたものであります。今回の工事とは別件でございます。

委員

一般的に起こり得ると思うのですが、変更箇所は工事の見積り時点では、わからないものなのでしょうか。

事務局

例えば、普通に新築の建物を建設するのであれば、あまり変更の要素がないとは思われますが、既存の建物を改修する場合、地下を掘ってそれなりの工事をしなければならないなどの現状が十分把握しにくいような状況があるときは、やはり変更は生じるということでございます。

委員

実際、工事に着手したら、追加の工事が必要だということが判明したということでしょうか。

事務局

変更が生じる場合については、そういう状況でございます。今回の議決を得るべき事項というところは、あくまでも工事価格、規模が大きい工事、こちらについては、それぞれの契約にあたりまして、議会の議決を得なければならないと条例で定められておりますので、それに基づいて、議案を町議会に議案として提案するというものでございます。

委員

工事を実施するにあたりまして、小さい大きいに関わらず、あり得ることだと思えます。

何円以上は、議会の承認を得ますよということも理解しております。

今回の工事については、通常あり得ることなのでしょうか、それとも珍しいことなのでしょうか。

今回の場合は、どうなのでしょうか。

前回、何故、事前に言わないのかという議会からの指摘がありました。

私も議会を傍聴に行きましたが、かなり厳しい状況だと感じました。

私からいいますと、蓋を開けてみたら違ったので、このままでは子ども

が怪我するというのは、当たり前ではないかと思っておりました。

お叱りを受けるのは仕方がないと理解できるのですが、あまりにも厳しい内容のように、私自身は思いました。

今回この問題については、前回もあったのに、なぜ早く言えないのかという指摘になるということですよ。

事務局

ご心配をおかけして申し訳ありません。

委員のご指摘の内容について、前回の第二大山崎小学校の外壁等改修工事につきましては、本来は契約変更の手続きで議決を得るべきところの続きが、期を逸していたというところがありまして、議会からご指摘を受けたところでございますが、今後、再発防止に努めるということでやっております。

今回については、当初契約ということでございますので、3月議会で予算をお認めいただいた中での発注というところですので、今回の件は議会の提案、それから審議に当たっては、そこまでご指摘を受けるということはないであろうと考えております。

ただ、これも今後変更が必要になるかということについては、現時点ではわかりませんが、そういった場合は、直ちに適切適時に手続きを踏んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

委員

先程の議案でも指摘したように、後手に回ることが多いということ指摘させていただいたので、今回の議案についても書面会議にされておりますが、本来ならば臨時の会議を開いて審議するべきものと思います。

臨時会議もせずに書面会議で何とかしようという形をとられておりますので、それを了解させていただきますが、もし追加工事が発生した場合には、早急な対策をとっていただき、議会への説明もしっかりしていただきますように要望させていただきたいと思っております。

委員

専門的なことはよくわからないので、私が感じるのですが、社会情勢が厳しい中で、材料の調達が難しかったり価格が高騰してきていることがあると思います。

契約した後で、材料価格が高騰した場合、それを追加で請求されるということはあるのでしょうか。

また、材料が入らないと、工期が延びてしまうと思うのですが、子ども

たちや保護者は1日でも早く給食を望んでおられます。誰もどうすることもできないと思いますが、そのあたりは、どのような状況でしょうか。

事務局

ご指摘のとおり、現在の社会情勢・国際情勢では、材料が入りにくいというような状況があります。

事務局も十分認識しておりますが、如何ともし難いところもありますので、まずは5月26日の入札で契約業者が決まったあと、工事の見通しの中で協議をしながら詰めていきたいと思っております。

ただ、材料が高騰するということは十分に予測されますので、おそらく増額の変更契約が必要になってくる可能性はあると認識しております。

それから、材料が入ってこないことで工程が伸びる点も、十分ありえるという認識を持っているところであります。

教育長

他にございませんでしょうか。

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたします。

これをもって令和4年大山崎町教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月24日

教 育 長 _____ (署 名)

教育長職務代理者 _____ (署 名)

委 員 _____ (署 名)

委 員 _____ (署 名)

委 員 _____ (署 名)

書 記 _____ (署 名)